



令和 8年 2月27日

福井県知事

石田 嵩 人 殿

福井県敦賀市呉竹町2丁目3-1

医療法人 清水歯科医

理事長 清水 俊博

電話 0770(24)

## 決 算 届

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの決算を終了したので、  
医療法第52条第1項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引に関する報告書
6. 監事の監査報告書

# 事業報告書

(自 令和 7年 1月 1日 至 令和 7年12月31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人清水歯科医院

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福井県敦賀市呉竹町2丁目3-1

(3) 設立認可年月日 平成 17年 12月 8日

(4) 設立登記年月日 平成 17年 12月 20日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	清水 俊博	
理事	清水 愛加里	
同	清水 千夏	
監事	清水 誠基	

## 2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	清水歯科医院	1810233142	福井県敦賀市呉竹町 2丁目3-1	0床

(2) 附帯業務 無

(3) 収益業務 無

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 7年 2月 13日 令和 6年度決算の決定

※医療法人整理番号 00290

法人名 医療法人 清水歯科医院

所在地 福井県敦賀市呉竹町2丁目3-1

財 産 目 録

(令和7年12月31日現在)

1. 資 産 額	23,795 千円
2. 負 債 額	17,832 千円
3. 純 資 産 額	5,963 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,002
B 固 定 資 産	14,793
C 資 産 合 計 (A+B)	23,795
D 負 債 合 計	17,832
E 純 資 産 (C-D)	5,963

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号 00290

法人名 医療法人 清水歯科医院

所在地 福井県敦賀市呉竹町2丁目3-1

貸借対照表

(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,002	I 流動負債	2,306
II 固定資産	14,793	II 固定負債	15,526
1 有形固定資産	5,728	負債合計	17,832
2 無形固定資産	76	純資産の部	
3 その他の資産	8,989	科目	金額
		I 出資金	9,900
		II 資本剰余金	-
		III 利益剰余金	-3,937
		IV 評価・換算差額等	-
		純資産合計	5,963
資産合計	23,795	負債・純資産合計	23,795

※医療法人整理番号 00290

法人名 医療法人 清水歯科医院

所在地 福井県敦賀市呉竹町2丁目3-1

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	54,525
2 事業費用	59,586
本来業務事業利益	-5,061
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	-
2 事業費用	-
附帯業務事業利益	-
事業利益	-5,061
II 事業外収益	1,037
III 事業外費用	-
經常利益	-4,024
IV 特別利益	-
V 特別損失	-
税引前当期純利益	-4,024
法人税等	80
当期純利益	-4,104

法人名 医療法人 清水歯科医院  
所在地 福井県敦賀市吳竹町2丁目3-1

医療法人番号 000290

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には統柄を記載する。  
2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

# 監事監査報告書

医療法人 清水歯科医院

理事長 清水 俊博 殿

私は、医療法人清水歯科医院の令和 6会計年度(令和 7年 1月 1日から令和 7年 12月 31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所の施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 2月 19日

医療法人 清水歯科医院

監事 清水 誠基

